

中小企業等担い手育成訓練実施計画の確認事項（※窓口で手続する前に、必要事項を記入し、☑をつけてください。）

<input type="checkbox"/> ①訓練計画にあるOJT（実習）時間数の占める割合は、総時間数の1割以上9割以下である。 <div style="text-align: center;"> $\frac{\text{OJT 時間}}{\text{総時間数}} \times 100 = \text{ } \% \text{（小数点以下切り捨て）}$ </div>
<input type="checkbox"/> ②目標とする資格は、訓練計画に記載された目標資格と同一である。
<input type="checkbox"/> ③訓練習熟度の確認試験又は課題は3ヶ月に1回以上実施するものである。（習熟度不足の場合、補講等を実施することが訓練計画に明記されている。）
<input type="checkbox"/> ④訓練計画において、修了試験の実施が明記されている。
<input type="checkbox"/> ⑤受講予定者は当該訓練の対象者要件を満たした（満たす予定）者である。 <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等（※1）である。 ・中小企業等担い手委育成訓練の対象者（※2）である。 ・公共職業訓練（※3）、求職者支援訓練、実践型人材養成システム又は他の事業主が実施した有期実習型訓練を修了後6か月以内の者でない及び他の事業主により実施した中小企業等担い手育成訓練を修了した者でない。 ・訓練を実施する事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう）に該当しない。 <p>※ すべてが「はい」でない場合、助成金の支給を受けることができませんので、ご注意ください。</p>
<input type="checkbox"/> ⑥中小企業等担い手育成訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されている。
<input type="checkbox"/> ⑦以下の内容について、承知している。 <ul style="list-style-type: none"> ・訓練計画届確認後に訓練内容等を変更する場合又は訓練を開始した場合には、それぞれ定められた期間内に届出が必要である。 ・労働局又は公共職業安定所が実地調査や訓練受講者への聞き取り調査等を行う際には協力する。
⑧ 訓練受講予定者の雇用形態 <input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨ 訓練受講予定者に訓練が正社員に転換することを目指して行われるものであることを説明したか <input type="checkbox"/> 説明した <input type="checkbox"/> 説明していない
⑩ 訓練受講予定者に訓練修了後に正社員に転換するための基準について具体的な説明をしたか <input type="checkbox"/> 説明した <input type="checkbox"/> 説明していない

提出上の注意

本様式は、特別育成訓練コースの中小企業等担い手育成訓練の確認を受けた事業主が、訓練内容に変更がある場合に提出するものです。変更する項目について記入し期日までに提出してください。

記入上の注意

- 1 5欄は、事前に確認を受けた「人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）（中小企業等担い手育成訓練）計画届」の受付番号を記載してください。
 - 2 以下の①から③までのいずれかに該当する場合、変更届を提出する必要はありません。
 - ① 様式第1-3号（中小企業等担い手育成訓練計画届）5、6欄の事業所・企業に関する事項を変更する場合。
 - ② 様式第1-3号（中小企業等担い手育成訓練計画届）9欄の受講予定者数を減らす場合。
 - ③ 様式第1-3号（中小企業等担い手育成訓練計画届）10欄の訓練の所要期間又は11欄の総訓練時間数を変えずに、10欄の訓練の実施期間の初日又は最終日を変更する場合。
 - ④ 様式第1-3号（中小企業等担い手育成訓練計画届）11欄のOJT及びOFF-JTのそれぞれの総時間数を変えずに、科目（訓練カリキュラムの職務名又は教科名をいう。）の実施時間を変更する場合。
 - 3 中小企業等担い手委育成訓練の対象者は、※1の有期契約労働者等であって、次に該当する労働者です。
 正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた労働者（中小企業等担い手育成訓練の終了後に中小企業等担い手育成訓練の評価結果に基づき、正規雇用労働者等への転換を検討することを予定して雇い入れられた労働者は除く。）ではないこと。
- ※1 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。
 ※2 「OJT」とは、適格な指導者（事業主、役員等訓練実施事業所の事業により報酬を受けている者、又は従業員として当該事業所から賃金を受けている者）の下、事業主が行う業務の遂行の過程内における実務を通じた実践的な技能及びこれに関する知識の取得に係る職業訓練のことをいいます。